



未熟児養育医療給付制度申請案内



1 未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の市町村民税額等に応じて、自己負担金が生じます。

2 未熟児養育医療の対象者

高槻市に住所を有する未熟児で、出生直後に次に掲げる(1)又は(2)の症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者が対象となります。

(1) 出生時の体重	2,000g以下	
(2) 次に掲げる症状を示すもの	1 一般状態	(1) 運動不安・けいれん (2) 運動異常
	2 体温	(1) 摂氏34度以下
	3 呼吸器、循環器	(1) 強度のチアノーゼが持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い
	4 消化器系	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物・血性便がある
	5 黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

3 給付対象

診察、医学的処置、薬剤又は治療材料の支給等に対して公費負担を受けられます。ただし、健康保険が適用される医療費が給付範囲となりますので、おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外のものについては対象となりません。

4 申請方法 申請は、保護者が次の申請先に必要書類を提出してください。

(1) 申請先（子ども保健課）

名称	住所	電話番号
高槻市立子ども保健センター（高槻子ども未来館2階）	高槻市八丁畷町1 2番5号	072-648-3272

※ただし、土日祝日を除く平日の8：45～17：15

※原則として窓口での申請をお願いしておりますが、来所が困難な場合はご相談ください。

(2) 申請期間

入院治療開始日から **3週間以内**に子ども保健課に申請を行ってください。3週ンを越えて申請手続きをした場合、原則として3週間以前に受けた治療に対しての医療給付は受けられません。

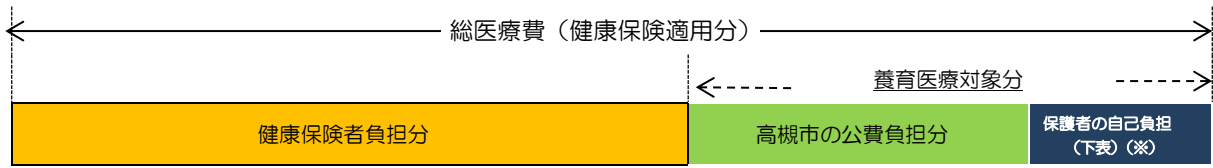
なお、書類が揃わない等の理由で**申請が遅れる場合は、必ず子ども保健課までご連絡ください。**

(3) 必要書類

	書類名	記入者	備考
①	養育医療給付申請書	保護者	
②	養育医療意見書	医療機関	指定養育医療機関の担当医師に作成してもらってください。
③	養育医療世帯調書	保護者	本人と生計を一にする者（世帯員）を全員記入してください。
④	個人情報調査・照会及び利用に関する同意書	保護者	「同意者」は、申請書に記入した「扶養義務者」が記入してください。扶養義務者が記入できない場合は、記名の上押印してください。
⑤	健康保険証（原本）	—	本人の健康保険証が発行されていない場合、加入する予定の保護者の健康保険証（原本）をお持ちください。
⑥	個人番号カード又は通知カード（原本）	—	申請者（扶養義務者）、本人、本人と生計を一にする者（世帯員）全員分の原本（ただし、本人の個人番号は取得できていなくても申請可）
⑦	身分証明書（原本）	—	窓口に来られる方の写真付の身分証明書（運転免許証等）又は健康保険証等
⑧	印鑑	—	認印で構いません。
⑨ <small>（認印のみ）</small>	<p>市町村民税額等を証明する書類（次のいずれかに該当する方のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請される月が1～6月の場合で、前年の1月2日以降に転入された方及び対象児の扶養義務者が高槻市外に在住されている方は「前年度分の市町村民税（非）課税証明書、または市民税・県（府）民税特別徴収額の決定通知書」 ○申請される月が7～12月の場合で、当年の1月2日以降に転入された方及び対象児の扶養義務者が高槻市外に在住されている方は「当該年度分の市町村民税額（非）課税証明書、または市民税・県（府）民税特別徴収額の決定通知書」 <p>※上記の書類は世帯全員分が必要になりますが、他の方の証明書類で扶養されていることが明らかな方は不要です。 ※源泉徴収票や確定申告書の控は使用できません。</p>		

5 保護者の自己負担金について

<費用の内訳>



(※) ただし、子ども医療証がある場合の自己負担額は、下記(3)のとおりとなります

(1) 自己負担金（徴収基準月額）

保護者の市町村民税額等に応じて、下表のとおり徴収基準月額が決定されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額（基準月額の10分の1）が適用されません。

階層	【徴収基準月額表】 世帯の階層区分	基準月額	加算月額
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税が非課税の世帯	2,600	260
C	市町村民税の均等割のみ課税の世帯	5,400	540
D1	市町村民税が課税の世帯であって、その市町村民税の所得割の額が次の額であるもの	15,000 円以下	790
D2		15,001 円 ～ 21,000 円	1,080
D3		21,001 円 ～ 51,000 円	1,620
D4		51,001 円 ～ 87,000 円	2,240
D5		87,001 円 ～ 171,300 円	3,480
D6		171,301 円 ～ 252,100 円	4,940
D7		252,001 円 ～ 342,100 円	6,500
D8		342,101 円 ～ 450,100 円	8,240
D9		450,101 円 ～ 579,000 円	10,200
D10		579,001 円 ～ 700,900 円	12,340
D11		700,901 円 ～ 849,000 円	14,700
D12		849,001 円 ～ 1,041,000 円	17,250
D13		1,041,001 円 ～ 1,222,500 円	19,990
D14		1,222,501 円 ～ 1,423,500 円	22,940
D15		1,423,501 円以上	全額

(注1) 10円未満の端数は切り捨てる。ただし、その額が26,300円未満の場合は、26,300円とする。

(2) 自己負担金のお支払い方法

自己負担金は、高槻市から後日(診療月の約4か月後)に送付する「納入通知書」によって、指定金融機関でお支払いいただきます。

(3) 子ども医療証をお持ちの方

未熟児養育医療制度は、子ども医療費助成制度と併用することができますので、納入通知書の請求額は、養育医療自己負担額から子ども医療費助成額を差し引いた額となります。



6 申請後について

(1) 申請内容に変更が生じたら

申請後に、氏名・住所・電話番号・被保険者証等に変更が生じた場合、子ども保健課に変更届を提出してください。変更届は、子ども保健課で配布しています。

(2) 医療券について

医療券は、申請から約1か月後に、申請者へ郵送します。



7 よくあるご質問

(1) 養育医療給付の承認を受けた場合、医療機関での支払いは必要ですか？

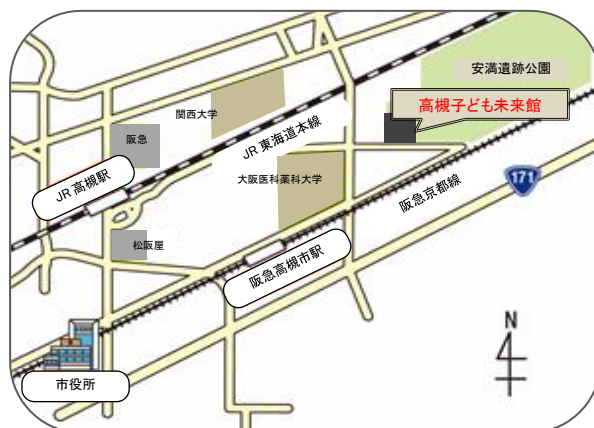
未熟児の治療で医療保険対象の費用については、高槻市が負担(立替え)しますので、医療機関の窓口で支払っていただく必要はありませんが、保険対象外分(差額ベッド代やおむつ代等)については、医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。

医療保険対象となる費用のうち、保護者の自己負担分は、診療月の約4か月後に高槻市から納入通知書を送付しますので、指定金融機関でお支払いください。

(2) 子ども医療証を持っているのですが、養育医療の承認を受けた後、自己負担金の支払いに関して、必要な手続きはありますか？

養育医療の自己負担金の納入通知書を送付する際、子ども医療証をお持ちの方には、養育医療の自己負担金から子ども医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額を請求額として送付します。そのため、子ども医療の還付申請など別途手続きを行う必要はありません。

< お問い合わせ・申請先 > 子ども未来部子ども保健課（高槻子ども未来館2階）



住 所：高槻市八丁畷町12番5号
TEL： 072-648-3272
FAX： 072-648-3274

